

予算と税金(その3)

一級町村制の施工

端野村は分村時、北海道町村制の二級町村として村づくりが始まりました。二級町村から一級町村に「昇格」することは、地域の発展を示すものであり、端野村の住民、村会議員にとって一年でも早く一級町村の指定を受け自立した村づくりをすることが大きな目標でした。

大正一〇年(一九二一)四月一日、野付牛町から分村時の人口は四七六四人でしたが、九年後の昭和四年(一九二九)には、五九七九人と、一二一五人(二五・五%)増加し、基幹産業である農業の生産額も飛躍的に増加しました。

このようなか、端野村は、昭和四年四月一日を以て一級町村の指定をうけました。

当時の常呂郡内の町村で一級町村は、大正四年(一九一五)に野付牛町が指定を受け端野村が二番目でした。留辺蘂は昭和一三年(一九三八)、佐呂間は昭和一八年(一九四三)、訓子府、置戸、常呂は一級町村の指定を受けないまま戦後の新しい自治制度の改革を迎えました。

一級町村になると村長の選任は村会議員の選挙によって選任され、助役(現在の副市長)を置くことができ、職員の任命は全て村長の権限となりました。

昭和四年六月二〇日、村会議員選挙が行われ、二級村の時よりも六人多い一八人の新議員が選ばれました。また、村長の選挙は八月一日に行われ、尾谷清四郎氏が当選しました。尾谷清四郎氏は、現富山県魚津市出身で、一〇歳の時に屯田兵の家族一員として現在の端野町三区に入地、北海道師範学校を卒業後端野尋常高等小学校に奉職、その二年後同校の校長として六年在職した後、留辺蘂尋常高等小学校長、野付牛尋常高等小学校長を歴任し、北海道庁視学(網走支庁在勤)を経て、四二歳の若さで端野村長に就任。

二級町村の場合任期はありませんでしたが、一級町村となり、村長・助役・収入役の任期は四年となりました。

この一級町村への移行により、これまで道庁負担であった、村長・書記の人件費は全て村負担となりました。

なお、昭和四年末の職員は、村長・助役・収入役のほか書記二人・書記補三人・臨時雇二人・使丁二人の計一二人と分村時よりわずか二人しか増加していませんが、村の人件費の負担は大幅に増加しました。

一級村時代の予算と税金(村税)

一級村となった昭和四年度から、敗戦を迎えた昭和二〇年度(一九四五)年度までの端

野村の一般会計の予算総額に占める村税の割合は次表のとおりでした。

▼昭和4年度から昭和20年度までの予算と税金(端野村)

年度	予算総額(単位:円)	予算総額に占める村税額(単位:円)	割合(単位:%)	備考
昭和4年度	79,601	40,250	50.6	
同 5年度	58,212	41,274	70.9	経済恐慌が始まる
同 6年度	65,235	35,014	53.7	
同 7年度	58,811	35,621	60.6	
同 8年度	166,430	35,465	21.3	冷害対策費の増加
同 9年度	87,979	40,290	45.8	
同 10年度	92,062	43,538	47.3	
同 11年度	82,795	45,500	55.0	
同 12年度	89,838	53,673	59.7	
同 13年度	90,317	62,129	68.8	
同 14年度	88,266	61,768	70.0	
同 15年度	121,801	69,449	57.0	税制改正
同 16年度	資料がないため不明			大東亜戦争が始まる
同 17年度	143,404	38,717	27.0	
同 18年度	158,397	44,123	27.9	
同 19年度	185,805	56,611	30.3	
同 20年度	159,611	108,048	67.7	

歳入(収入)の五割以上が村税

予算総額に占める村税の割合は、表(表面)に記載した通り五割以上が村税でした。(税制改正のあった昭和一五年度(一九四〇)以降は約三割)

大正時代は平均で約七割でしたので二割ほど村税の割合が下がりましたが、合併前の端野町における一般会計予算総額に占める町税の割合が約二割だったことからみると、医療や福祉、水道や下水道などの社会資本が整備された現在とは比較できませんが、その当時は自立した行政運営であったといえます。

村税条例の改正と村税税目の新設

昭和一五年、国・道府県・市町村の財源確保の全面的な見直しが行われ、これに合わせ端野村でも村税条例の改正が行われました。この改正により村税の税目は次のようになりました。

[1] 国税及び地方税(道府県税)の納入者に対し、法律で定める範囲内において、村会の議決を経て「付加」して課税する村税。

【国税分】

- ① 租税付加税：…これまで市町村税の特別税反別割として課税してきたが、税制改正により、地租税として国税になり納入者に対し市町村が付加して課税できる村税。
- ② 家屋税付加税：…これまで地方税として北

海道に納入してきたが、税制改正により、国税となり納入者に対し市町村が付加して課税できる村税。

- ③ 営業税付加税：…従来どおり。
- ④ 鉦区税付加税：…従来どおり。

【地方税分】

- ① 別税付加税：…これまで市町村税の特別税反別割として課税してきたが、税制改正により地方税となり納入者に対し市町村が付加して課税できる税。
- ② 自動車税：…納入者に対し、市町村が付加して課税できる村税。
- ③ 雑種税：…納入者に対し、電柱税付加税・不動産所得税付加税・狩猟者税付加税として市町村が付加して課税できる村税。

[2] 独立税：…村独自で法律の定める範囲内において村会の議決を経て課税できる村税。

- ① 村民税：…従来の特別税戸数割が市町村民税に名称変更、但し賦課基準の変更により税額は大幅に減少。
- ② 自転車税：…一台二円。
- ③ 荷車税：…農業用一台二円五〇銭、その他一台四円五〇銭。
- ④ 犬税：…一匹三円。
- ⑤ 立木伐採税：…用材百石に対し二円五〇銭、薪炭材百石に対し五円。
- ⑥ 牛馬税：…一頭一円五〇銭。

税制改正により課税できる範囲が大幅に広がりました。

市町村の財源確保のため「地方分与税」の創設

昭和一五年度に行われた税制改正では、市町村の重要な税であった「特別税反別割」現在の固定資産税(土地のみを課税)が、国税の「地租税」となりました。

また、課税対象外であった「家屋く住宅や店舗、工場など」に新たに「家屋税」が新設され国税として納入する税額の増加と共に、村税が大幅に減少しました。

そのため国は、国税として納められた税金の内から、市町村の財源を補完するために、同年から「地方分与税」を交付することになり、その額は次のとおりでした。

【地方分与税の交付額】

- ・ 昭和一五年度：資料がないため不明。
 - ・ 昭和一六年度：資料がないため不明。
 - ・ 昭和一七年度：三五六八八円
 - ・ 昭和一八年度：四〇八九九円
 - ・ 昭和一九年度：四四〇五七円
 - ・ 昭和二〇年度：四七三六七円
- ※村税については、表(表面)の通り。

この地方分与税の交付により、税制改正前の予算総額に占める村税の割合(五割強)と変わらない財源を確保することができました。